平成２９年（フ）第１８４号
埼玉県川口市東本郷１丁目８番17号　プラムコーポ206号
債務者　平林ブロックこと　平林平八郎
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　泰雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２３号
大阪市阿倍野区文の里３丁目15番21号
債務者　奥田　勝司
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８号
熊本市中央区菅原町13番１－303号　シャトー白山、前住所熊本市中央区菅原町13番１－226号
債務者　板坂　勝司
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１８号
愛知県弥富市平島町喜右味名61番地１　サンハイツＫ＆Ｉ　Ａ－205、従前の住所愛知県海部郡蟹江町学戸２丁目121番地
債務者　今村　清和
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　雄志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月13日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
青森県平川市小和森種取２番地３　武田荘203号
債務者　三浦　寛行
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹　晃説
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２６号
京都市南区西九条島町５番地
債務者　疋田　紘一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺前　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
愛知県海部郡大治町大字東條字中切65番地　ヤスイマンション301号、従前の住所名古屋市中川区東起町４丁目２番地の１
債務者　今井　森和
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４７５号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―320号
債務者　柴尾　貢
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福﨑　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７９０号
大阪府八尾市福万寺町南４丁目49番地の６
債務者　樋口　智也
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幡野　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１１号
大阪府高槻市上牧町２丁目18番11号
債務者　松田　正男
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大住　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５６号
埼玉県久喜市本町６丁目12番26号、旧住所埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地Ａ棟812号
債務者　澁谷啓二郎
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村孝太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９５号
奈良県北葛城郡王寺町本町４－39桃山住宅Ａ３棟101号、住民票上の住所奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目21番41号（205号室）
債務者　藤田　正之
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
奈良県香芝市瓦口2180　グランメール香芝601、住民票上奈良県大和高田市大字築山367番地１
債務者　上野　泰孝
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８号
岩手県一関市萩荘字打ノ目263番地１　コンフォートビラ001
債務者　佐藤　裕果
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１１号
三重県度会郡南伊勢町贄浦227番地５
債務者　濱地　初美
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第７号
宮城県登米市津山町横山字本町121番地31　津山横山本町住宅Ｃ－２
債務者　佐藤　完幸
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第５６号
相模原市中央区上溝3927番地５
債務者　金子　豊
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部